

新しい公共の場づくりのためのモデル事業募集要項（2次募集・震災対応案件）

平成23年7月 日
島根県NPO活動推進室

1 趣 旨

内閣府が定める「新しい公共支援事業実施要領(平成23年2月)」及び「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン(平成23年4月)」、島根県が定める「島根県新しい公共支援事業基本方針・事業計画(平成23年4月)」及び「島根県社会貢献活動促進基金実施要綱(平成21年4月)」に基づき、東日本大震災により生じた諸課題の解決に向けてNPO等、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して取り組む先進的な事業の中で、多様な担い手からなる新しい公共の体制を構築し問題解決を図り、そのプロセスが他の地域のモデルとなるような事業を募集します。

2 定 義

(1)新しい公共とは

「官」だけではなく、県民、NPO等や企業が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

(2)NPO等とは

特定非営利活動法人、ボランティア団体、地縁団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の民間非営利組織。

3 応募資格者

①NPO等と県内各市町村又は島根県等を構成員に含む協議体

※協議体は以下の要件を満たすこと

- ・構成員、事務局、代表者、代表権の範囲、意思決定方法、解散した場合の地位継承者、事務処理・会計処理方法、運営に関して必要な事項について、規約その他の規程が作成されていること
- ・規約その他の規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること

②県内各市町村又は島根県等

※NPO等との連携が必須

4 事業の採択要件

- (1) 東日本大震災により生じた諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルとなるもの
- (2) NPO等と県や市町村が多様な担い手とともに協働して地域の諸課題の解決に当たる仕組みを立ち上げ、新しい公共による取組みを進めるもの。
- (3) 事業成果が一時的なものとならないように当該事業終了後もその仕組みを活用した取組みを継続させられるもの

5 事業の実施期間

平成23年9月から平成25年3月までを予定しています。

ただし、各年度においてその年度を実施期間とし、必要額を交付します。

※平成24年度については、平成23年度の事業実施状況及び県の予算状況等により事業の継続の有無、額等を決定しますので御承知ください。

6 対象となる経費

(1) 対象となる経費

事業に必要な人件費(関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く)、諸謝金(委員、講師等)、旅費(職員、委員、講師等)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費等

その他、事業を実施するために必要かつ適切な経費については、別途ご相談ください。

人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

| 区 分 | | 1人当たり単価 | |
|--|------------------|---------------------------|--|
| 人 件 費 | ①事業を運営するスタッフ | 8,475 円/日 | |
| | ②アルバイト等 | 6,000 円/日 | |
| | ③有償ボランティア | 5,136 円/日 (最低賃金 642 円/時間) | |
| 報 償 費 (講 師 謝 金 等) | ①研修会等 | 大学教授・准教授級 | 6,300 円/時間 |
| | | その他(専門的知見を要する場合) | 5,100 円/時間 |
| | | その他 | 3,000 円/時間 |
| ②大規模な講演会等 | 県外講師 100,000 円/回 | 県内講師 50,000 円/回 | (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合) |
| ③コーディネーター・パネラー | 県外講師 50,000 円/回 | 県内講師 25,000 円/回 | (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること) |

施設等の整備及び設備備品の購入については、原則対象外とします。

ただし、申請事業を実施するに当たり、必要不可欠なものであり、終了後の取り扱いが明らかかつ確実なものについては、運営委員会で審査した後、対象経費の1/2を上限に認める場合もあります。

事業採択後、「協働に関する研修会」(事業開始時と中間の2回)にご案内しますので、ご参加いただきます。

(2) 対象外経費

経常的な経費、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費

行政による他の補助金等に採択されている事業は対象外とします。ただし、補助対象部分が明確に区分できる場合はこの限りではありません。

また、行政による他の補助制度等の対象となりうる事業は当該補助制度等を優先活用することとし、当該補助制度等の活用が困難な場合は、本事業の対象として認めます。

(3) 金 額

1件の申請につき、100万円から1000万円までとします。(2次募集分の総予算は1,000万円程度)

(4) 収入額の返還

当該事業の実施により、発生した収入がある場合、得られた収入は対象事業費から差し引いてください。

7 募集期間

平成23年7月20日(水)から8月19日(金)までとします。(必着)

8 応募方法

応募する場合は、様式第1号～第3号(様式:下記ホームページからダウンロードまたは提出先に請求)及び添付書類を窓口へ提出してください。

また、書類の作成等について疑問な点がある場合も、窓口にお問い合わせください。

(様式のダウンロード)

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

①事業申請書(様式第1号)

②申請事業の概要(様式第2号)

③詳細説明資料(様式第3号)

④参考資料

・団体要件を満たすことがわかる規約その他の規程

・団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料(添付任意、A4サイズ10枚以内)

提出先・相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室
 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁6F 電話:0852-22-6099 ファクシミリ:0852-22-5636
 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

9 審査

(1) 必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等の対応をお願いすることがあります。

(2) 選考は、民間有識者等で構成する審査会で行います(8月下旬を予定)。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションをしていただきます。

なお、審査に当たっては、必要に応じて事前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

<審査基準>

| 区 分 | 内 容 |
|---|---|
| 支援事業の趣旨・目的に合致するか | <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業の趣旨に合致するか ・目的、計画が妥当であるか |
| 東日本大震災により生じた諸課題の解決に向けた先進的・発展的な取り組みであるか | <ul style="list-style-type: none"> ・事業に新規性・先進性はあるか ・事業により仕組みや社会を大きく変える成果を期待できるか ・事業に継続性・発展性・普及性はあるか |
| NPO等の提言などをもとにNPO等と都道府県・市町村が連携して実施主体になるものか | <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等と行政の連携があるか ・NPO等が自発的・主体的に活動できる環境が整うことが期待できるか |
| 東日本大震災により生じた諸課題解決のために多様な担い手からなる体制を整備できるか又は整備しているか | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手が関与する仕組みとなっているか ・事業終了後も体制が継続し、地域の課題解決に引き続き取り組めるか ・事業終了後の活動継続のため、人材育成につながる仕組みとなることが期待できるか |

10 採択・決定

- (1) 採択した事業については、実施方法・額などについて条件を付す場合があります。
- (2) 助成額については、審査会後に経費の内容等を精査の上決定します。

11 事業実施

採択・決定された自治体等又は協議体に事業費を交付し、事業を実施していただきます。

12 事業評価と事業の継続

- (1) 毎年度終了後、事業報告書を提出していただきます。
- (2) 事業の継続は、事業の実施状況や次年度以降の事業計画の内容等については、審査の上、決定することとします。

13 情報公開

事業の実施状況及び前項の報告等の内容については、その概要等をホームページ等により広く紹介させていただきます。

14 その他

- (1) 提出いただいた書類等については、返却しませんのでご注意ください。
また、提出いただいた提案内容は、事業名、事業概要等を除き公表しません。(採択された提案を除く)
- (2) 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及び関係者に不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とします。